

でんさいネット説明資料 (でんさいライト編)

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来）

はじめに（全面的な電子化に向けた取組み①）

政府が「**約束手形・小切手の利用廃止**」の方針を示すなど、
手形・小切手の全面的な電子化は待ったなしの状況

- 2021年【成長戦略実行計画】

→「5年後(2026年)を目途に約束手形の利用廃止に向けた取組み促進と小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記

- 2023年【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画】

→ 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う



全銀協とでんさいネット制作の
全面的な電子化に関する周知チラシ

2021年 金融界における【手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画】

2026年度末までに電子交換所における全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする

紙の手形・小切手の**全面的な電子化の期限**まで**残りわずか**

はじめに（全面的な電子化に向けた取組み②）

全国銀行協会において抜本的な取組みを公表（2025年3月）

■ 2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する

- ・手形・小切手の取扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要があるため、金融機関の判断により、手形・小切手の取扱い等が変更となる可能性あり
- ・電子交換所における取引停止処分制度が利用できなくなる。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能

<その他の取組み>

■ 電子交換所システムの更改は行わない(保守期限は2029年6月、保守延長は2031年6月まで可能*)

- ・手形・小切手以外の証券類に関しても、電子交換所を介した金融機関間の資金決済が出来なくなるため、各証券の特性に応じ、郵送等の代替手段による決済を行う必要がある *保守延長の要否は別途、代替手段への移行状況を調査し判断

金融機関においても利用廃止に向けた施策が進捗（2025年12月末時点）

■ 手形帳・小切手帳の発行終了：ほぼ全ての金融機関において実施済みまたは今後実施予定

■ 最終振出期限の設定：96%の金融機関が実施済・実施予定・検討中

- ・当該期限を超えて振り出された手形・小切手は原則、当座勘定からの支払が不可となる
- ・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行協会加盟行においては、全ての金融機関が振出期限を設定予定
- ・最終振出期限の設定を実施済または実施予定と回答した金融機関の72%が2026年9月末に期限を設定

■ 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い停止：97%の金融機関が実施済・実施予定・検討中

1

でんさいとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

1 でんさいとは

でんさいとは

全面的な電子化における手形の代替手段として、**でんさい**等の電子記録債権があります。

■ でんさいは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権

■ 手形と同様の利用方法を採用

- ・ 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、**現行の手形と同様の利用方法**を採用
- ・ 手形の取引停止処分制度※と類似の制度を整備

※2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されることに伴い、**取引停止処分制度が利用できなくなる予定**。
でんさいでは同様の制度を引き続き利用可能。

手形(約束手形・為替手形)

約束手形

金額 ¥10,000,000※

支払期日

支払地 東京都 □□市

支払場所 ○○○○銀行 △△支店

年 月 日

振出先 東京都 □□市 □□100の10

振出人 株式会社 △△△△

代表取締役 全銀 太郎

でんさい等の
電子記録債権



でんさいとは（でんさいのメリット）

手形と比べた場合のでんさいのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2. 事務負荷軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負荷を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能※

必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関ごとに取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。

1

でんさいとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

2 でんさいライトができた背景

手形利用者におけるでんさいの利用状況

でんさいの利用登録者数は57万社を超えており、発生記録請求件数も過去最高のペースとなっているが

手形振出企業のうち約7割強がでんさい未利用(未契約＋未稼働)※1

■ でんさい未利用の理由は、

「仕組みや使い方がわからない」、「取引の相手方が使っていない」「社内事務手順等の体制整備が整わない」が多い。※2



更なる全面的な電子化促進のため、より簡素なサービスが必要

これまで、でんさいの利用に踏み切れていなかった事業者さま(お取引先)に利用いただくために、
でんさいライトをリリース

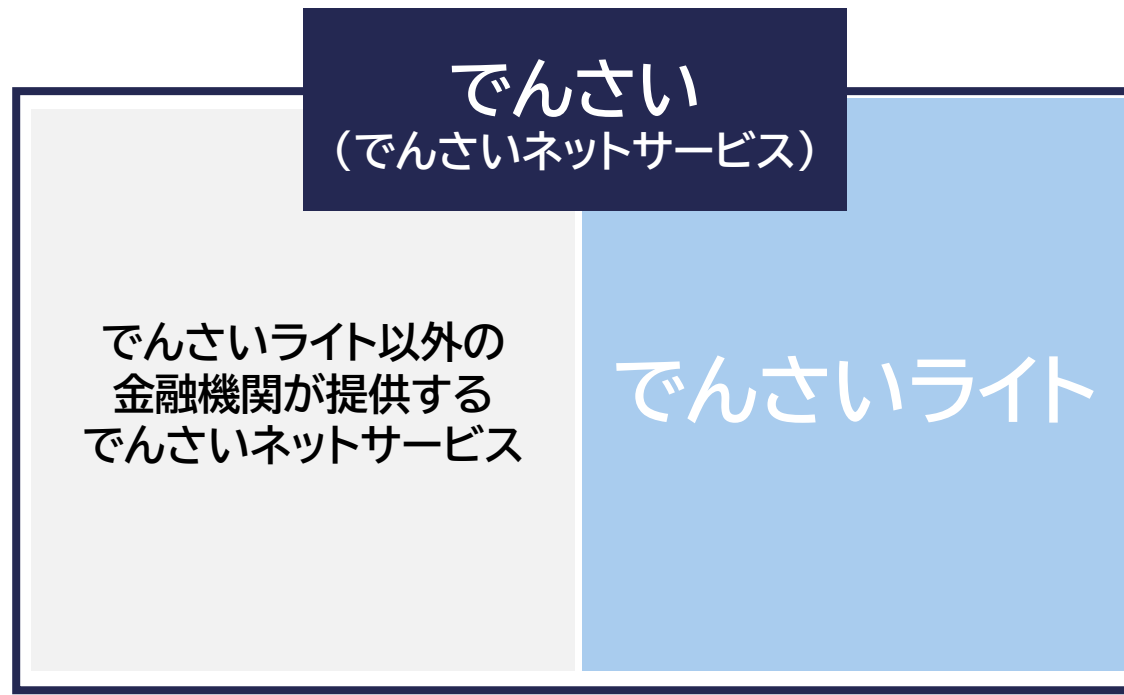
※1 2026年3月24日開催「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」(事務局:全銀協)資料より

※2 2025年度オンラインセミナー実施後アンケート結果より

2 でんさいライトができた背景

でんさいとは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことであり、でんさいネットが提供するサービス全般を指す（＝でんさいネットサービス）

でんさいライトは、**でんさいネットサービスの一つ**



- でんさいネットが取り扱う電子記録債権を**でんさい**（でんさいネットサービス）
- でんさい（でんさいネットサービス）には、「**でんさいライト**」と「**金融機関が提供するでんさいネットサービス**」がある
- 「**でんさいライト**」と「**金融機関が提供するでんさいネットサービス**」の利用者間での取引は可能
- でんさいを利用するためには、いずれの場合も、**取引金融機関への利用申込みが必要**

1

でんさいとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

でんさいライトの3つのポイント

IB契約が不要

IB契約がなくてもでんさいの利用が可能

基本手数料が不要(安価な手数料)

月額手数料などは不要で、サービスの利用1件ごとの手数料のみで利用が可能

かんたん操作

パソコンだけでなく、お使いのスマホやタブレットを使ってより直感的な操作が可能

アプリをインストールする必要はなし

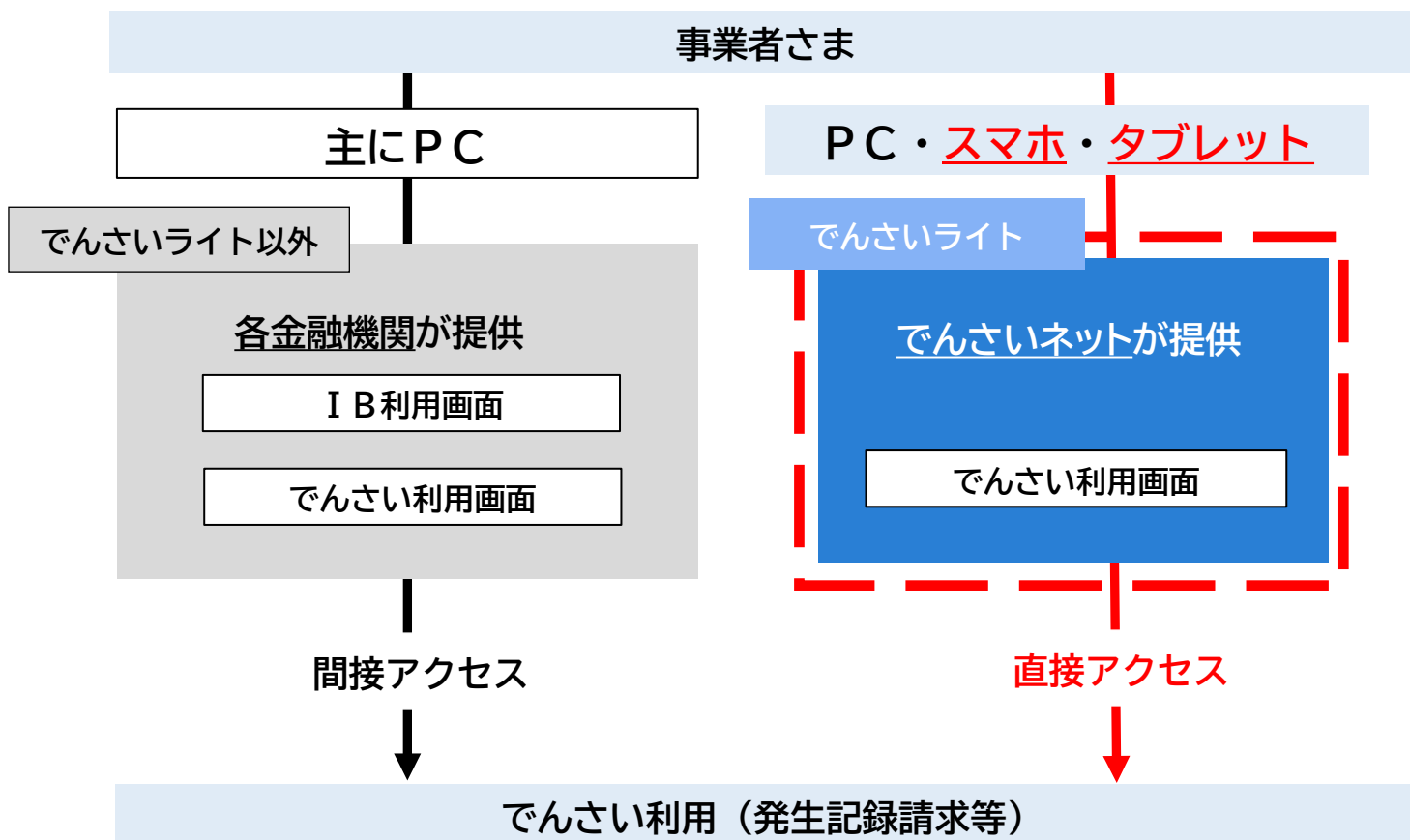
- 2024年11月18日から

サービス開始

- 2025年11月17日、2026年7月6日から

取扱い金融機関数拡大

でんさいサービスのイメージ図

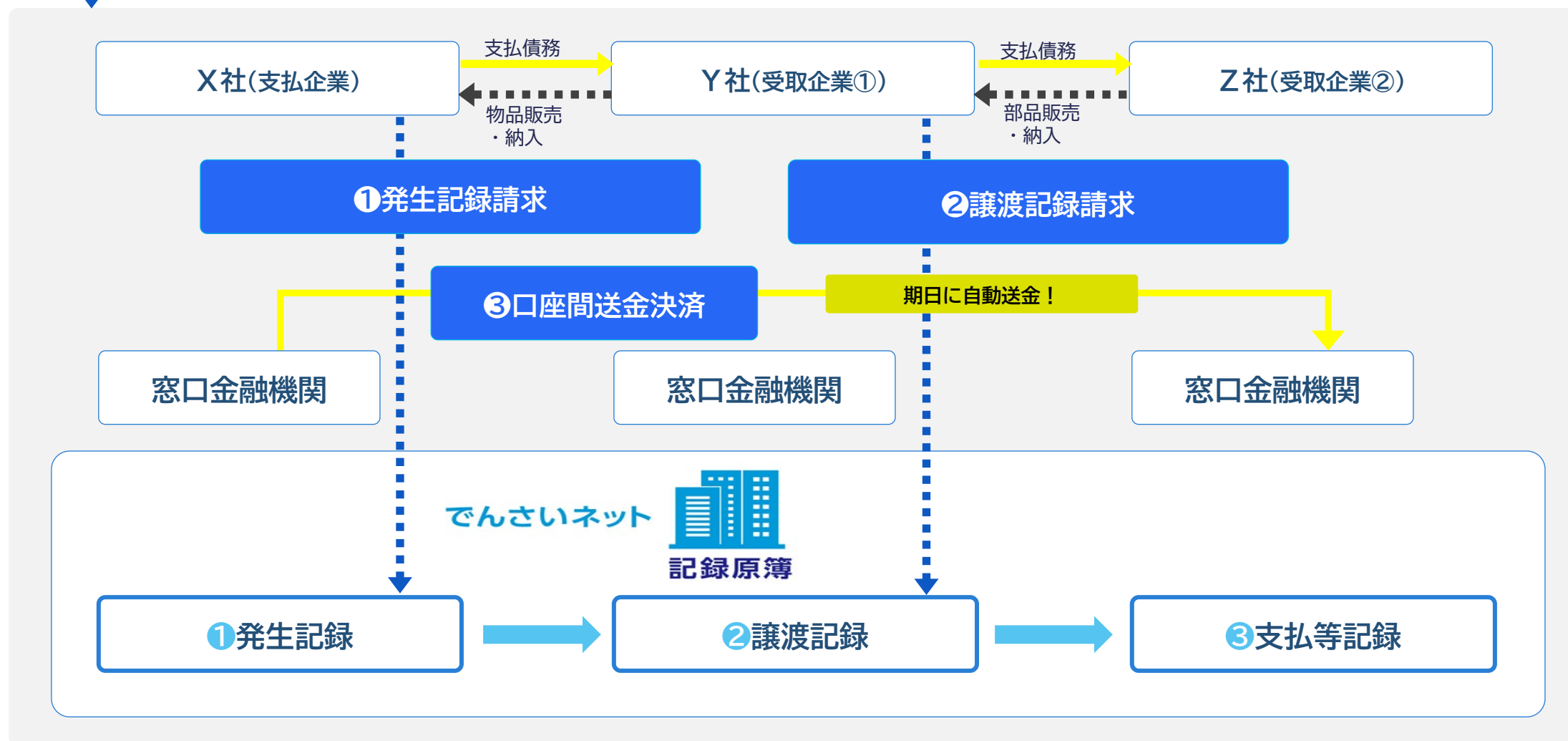


- でんさいライトは、金融機関が提供する画面ではなく、**でんさいネット**が事業者さまに**直接**サービスを提供。

でんさいライトの取引イメージ

でんさいライト

- 発生記録請求・・・手形の振出に相当
- 譲渡記録請求・・・手形の裏書譲渡(回し手形)に相当
- 口座間送金決済・・・手形の取立に相当



3 でんさいライトの概要

金融機関提供のでんさいサービスとでんさいライトの比較

	でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)	でんさいライト
IB契約	(原則)必要	不要
IB基本手数料	(原則)必要	不要
でんさい利用申込先/ 資金決済	金融機関	金融機関
使用デバイス	主にパソコン	パソコン、スマホ、タブレット
利用画面	各金融機関が提供	でんさいネットが提供
支払金額の範囲	1円以上100億円未満	1円以上100万円以下 (債務者請求等1件当たり)

- 手形から従来のでんさいネットサービスへの移行に踏み切れていない事業者さまにおいても、でんさいライトのご利用を検討いただきたい

でんさいライトを**受取・譲渡**で利用する場合の**上限額なし**

IB契約不要、安価な手数料

でんさいライトは、IB契約が不要なため**初期契約料・月額基本手数料が無料**

でんさいによる支払い等で発生する1件当たりの手数料についても手形による支払いと比べ**安価に設定**

「でんさいライトの主な手数料」

手数料種類	税込金額※	備考
発生記録手数料	264円	支払側として発生記録を請求(債務者請求方式)または受取側として発生記録を請求(債権者請求方式)した場合に課金
譲渡記録手数料	132円	債権者として保有しているでんさいについて譲渡記録を請求した場合に課金
分割(譲渡)記録手数料	264円	債権者として保有しているでんさいについて分割(譲渡)記録を請求した場合に課金
変更記録手数料	132円	変更記録(でんさいの支払期日や金額等の変更や発生記録の削除を行うためにする記録)を請求した場合に課金
支払記録手数料	132円	支払等記録(口座間送金決済以外の方法によりでんさいの決済を終えたことの記録)を請求した場合に課金

- でんさいライトの手数料はでんさいネットが一律で設定
- 詳細はでんさいライト「特設ページ」をご覧ください

※上記のでんさいネット所定の手数料とは別に、企業が金融機関を通じて行う書面請求(残高証明書の発行を含む)やでんさいの決済資金の口座への入金等に関して、金融機関所定の手数料が必要となる場合があるため、詳しくは取引金融機関にご確認いただきたい。なお、でんさいネット所定の手数料については、当月利用分の手数料を翌月末日(月末日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日)に予め指定された口座から引き落とし。

3

でんさいライトの概要

かんたん操作

パソコンだけでなく使い慣れた**スマートフォンやタブレットでも利用**できるため、外出先でもでんさいの利用が可能



パソコン



スマートフォン



タブレット

利用可能※

※ユーザー登録やでんさい取引に当たっては、SMS(ショートメッセージサービス)を受信できる機器(スマートフォンまたはタブレット)が必要



ご利用画面イメージ



スタートガイド
(でんさいライト利用申込者に対し
初期設定等の操作を説明)

- 直感的に操作ができる簡単な画面設計
- スタートガイドや操作説明動画も用意
- 専用アプリをインストールする必要もなし

でんさいライトのセキュリティについて

でんさいライトは複数の認証を経てでんさいの支払等の操作を行うため、**不正利用されにくい仕組み**となっている



【本人なりすましへの対策】

- ・取引時の本人認証手段に**ワンタイムパスワード方式**を採用
- ・パスワードを規定回数以上、誤入力した場合の利用制限(利用再開には所定の手続きが必要)

【不正利用への対策】

- ・取引の操作を行う**担当者**と**承認者**を分けることが可能
- ・電子メールやFAXにより各種記録請求の受付結果や操作結果をお知らせ
- ・不正ログインに気付けるように、前回ログイン日時や取引履歴の確認が可能

- 事業者さま自身においてもセキュリティ対策、ID・パスワードの厳重な管理を行っていただきたい

でんさいライトはこのような方にオススメ

でんさいライトは、これから電子化対応(でんさいの利用)を検討いただく事業者さま(お取引先)にとって、気軽にご利用いただけるサービス



うちの会社は毎月10万円から30万円までの手形しか振出していないけど…

でんさいライトは、中小企業の事業者さまにも安心してご利用いただけるよう、1件当たりの**支払上限額を100万円以下に設定**



外出中にいつも使っているスマホででんさいを使いたい…

でんさいライトでは、パソコンだけでなく、**スマホやタブレット**を使って外出先でも簡単に操作が可能



取引先からでんさいの利用の依頼があるから、とりあえずでんさいを受け取ってみようかな

でんさいライトは**インターネットバンキング契約が不要**なため、気軽にでんさいの利用を始めることが可能



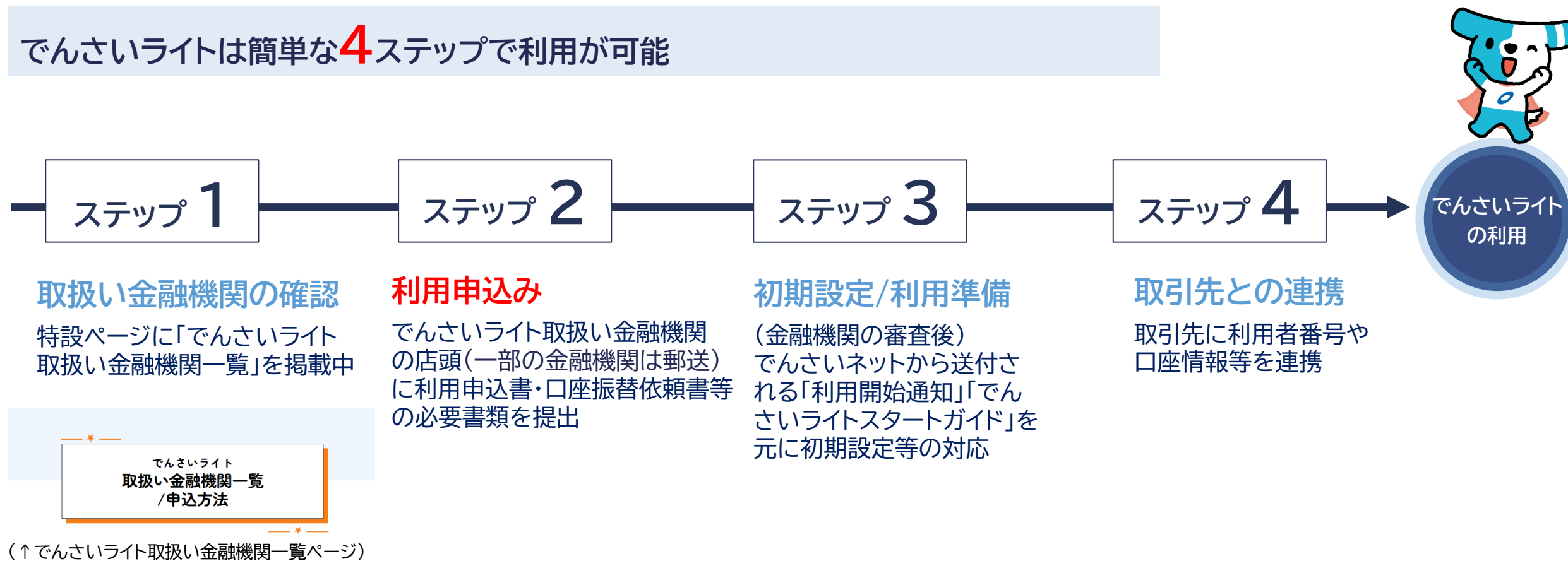
手形の枚数が少ないからでんさいに切り替えるメリットがなさそう

でんさいライトは基本手数料がかからないため、利用件数が少ない場合でも**切替メリットあり**

■ **自社だけでなく**
お取引先に対してもぜひ
でんさいライトの利用をご案内
いただきたい

でんさいライトの利用までの流れ

でんさいライトは簡単な**4**ステップで利用が可能



- 詳しい利用申込方法については、でんさいライト特設ページの「**でんさいライト取引金融機関一覧/申込方法**」ページをご参照（次ページ）

でんさいライトの利用申込みの流れ

ステップ 2

利用申込方法は「PDFで作成」「店頭で記入」の2つがあり、金融機関ごとに受付可能な申込方法は異なる

PDFで作成

- でんさいライトの利用申込書作成フォームで利用申込書等を作成・印刷し、金融機関に来店、提出する方法

項目	説明	
申込情報の入力	でんさいライト上の利用申込書作成フォームを通じて申込情報を入力	1
利用申込書等の印刷	入力が完了するとPDFでダウンロードが可能。利用申込書（2枚）および口座振替依頼書（1枚）を印刷	2
必要書類の準備	商業登記簿謄本などの必要書類を準備（金融機関への来店予約が必要な場合は予約）	3
来店	「ステップ2」の印刷物および「ステップ3」の必要書類を持参し、金融機関に来店	4
審査・登録等	金融機関において審査および利用者情報登録を実施	5
利用開始通知	問題なければ、登録から1週間程度で当該企業の手許に利用開始通知が到着	6

店頭で記入

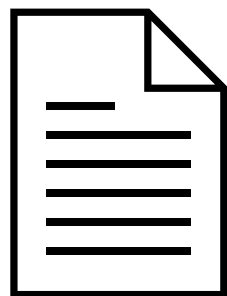
- 金融機関に来店し、店頭で金融機関所定の利用申込書等に記入、提出する方法

項目	説明
必要書類の準備	商業登記簿謄本などの必要書類を準備。また、金融機関への来店予約が必要な場合は予約
来店 申込書記入	「ステップ1」の必要書類を持参し、金融機関に来店。店頭で、金融機関所定の申込書に記入
審査・登録等	金融機関において審査および利用者情報登録を実施
利用開始通知	問題なければ、登録から1週間程度で当該企業の手許に利用開始通知が到着

※金融機関ごとに受付可能な利用申込みの方法は異なるため、でんさいライト特設ページの「[でんさいライト取引金融機関一覧/申込方法](#)」ページをご確認いただきたい

初期設定

ステップ 3



利用開始通知



スタートガイド



スマートフォン

手元にご用意いただく3点

- 「利用開始通知」「スタートガイド」「スマートフォン」の3点をご用意いただき、スタートガイドに沿って初期設定を行う



POINT

- 管理者ユーザーの初期パスワードの有効期限は利用開始通知記載の日付から**40日**
- **SMSが受信できる機器**が必要
- でんさいライトからのメールを受け取れるように設定

でんさいライト操作方法ページ

ステップ 3

でんさいライトの「操作説明動画」や「操作体験画面」などを掲載

「でんさい操作方法ページの画面イメージ」

- でんさいライトの操作で比較的使用頻度が高い「発生記録請求」や「譲渡記録請求」の操作に関する動画や体験画面、マニュアル等を掲載
- 実際に利用(操作)される前に、利用イメージを掴むことが可能

事前の確認で利用がスムーズに！

「操作説明動画イメージ」



まずは担当者ユーザーがでんさいライトにログインし、

「操作体験画面イメージ」



取引先への案内

ステップ 4

(案内状サンプルの画面イメージ)

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用

受取利用

支払方法変更に関する案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への支払方法の変更について意向を確認するための案内状サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

【詳細版】ダウンロード

【簡易版】ダウンロード

記入例はこちら

支払方法変更開始時期の案内状サンプル

案内状を送付した納入企業（債務者側）が「でんさい」への支払方法の変更に同意した際に、支払企業（債権者側）から納入企業（債権者側）に対して「でんさい」への支払方法変更開始時期等々通知するための案内状サンプルです。

ダウンロード

記入例はこちら

支払方法変更に関する説明会の案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、支払企業主催のでんさいへの支払方法変更に関する説明会の開催を案内するための案内状サンプルです。

ダウンロード

- 取引先に対し、でんさいへの切替を案内する際に便利な 「案内状サンプル」 を用意。
- ご利用用途に合わせたフォーマット（ワードファイル）をダウンロードし、記入例（PDFファイル）を参考に、簡単に案内状を作成可能。

案内状のサンプル（支払企業⇒受取企業）

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX 年 5 月 10 日

お取引先 各位

株式会社大銀電気

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりますが、政府における 2026 年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても 20XX 年 8 月以降、ご同意いただいたお取引先様とのお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙 1「『でんさい』での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙 2「でんさいについて」をご参照ください。

回答書のサンプル（受取企業⇒支払企業）

受取企業⇒支払企業

別紙 3

20XX 年 5 月 29 日

株式会社大銀電気 総務部 宛

貴社名	株式会社全銀製作所						
住所	東京都千代田区千代田 1 2 3 4 5						
ご担当課名	経理部	ご担当者様名	山本				
電話番号	03-1234-5678	FAX 番号	03-1234-5678				

「でんさい」の受取に関する回答書

1. 【○】 今後「でんさい」で受取るよう申請します。

利用者番号	0	1	2	3	4	A	B	C	D
決 済 口 座	金融機関名	全国銀行			金融機関コード	9	9	9	9
	支 店 名	東京支店			支店コード	0	0	1	
	口座種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6
変更可能時期※	2	0	X	X	年	8	月	分	

※「でんさい」を発生（手形という振出）する月。
後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等々ご案内いたします。

でんさいライト特設ページ

特設ページにでんさいライトに関する情報を掲載しているため、まずは**本ページのご確認**を！

「特設ページトップ画面イメージ」



- これまでご説明したでんさいライトの概要や最新情報などを掲載中
- ログイン画面も特設ページ内に設置

<https://www.densai.net/densai-light/>
(特設ページ)



1

でんさいとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

4 でんさいライトの操作方法

発生記録請求

承認

譲渡記録請求

開示

1

でんさいとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくある質問

でんさいライトに関するご質問①

でんさいライトに関するよくあるご質問は、「特設ページ」のよくあるご質問へ

「でんさいライトのサービス概要に関するご質問」

ご質問	回答
でんさいライトは複数の金融機関で利用できるか？	でんさいライトの取扱いがある金融機関であれば利用可能。ただし、それぞれの金融機関ででんさいライトを申込み必要がある。
でんさいライトで受取や譲渡をする場合の上限額はあるか？	受取または譲渡で利用する場合の上限額の設定はない。
支払企業がでんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用した場合、受取企業においてでんさいライトを利用することは可能か？	可能。でんさいの利用者であれば、でんさいライトに限らず、でんさいライト以外のでんさいネットサービスからでも支払・受取は可能。
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用中だが、でんさいライトを利用すれば、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況もまとめて確認できるか？	利用契約が異なるため、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況をまとめて確認することはできない。それぞれのサービスの画面上でご確認いただきたい。
パソコンを利用しているが、SMSが受信できる機器は必ず必要か？ 誰がSMSの受信機器を持つ必要があるのか？	パソコンで利用する場合もスマートフォン等のSMS受信できる機器が必要となる。 でんさいライトについては、管理者ユーザーや承認者ユーザーといった権限に応じて、利用する電話番号をそれぞれ指定することができ、各ユーザーにおいてSMSの受信機器を持つ必要がある。

でんさいライトに関するご質問②

「でんさいライトの手数料に関するご質問」

質問	回答
でんさいライトの利用手数料はいくらか？	発生記録請求や譲渡記録請求などの利用 1 件ごとに手数料がかかる。なお、基本手数料はかからない。具体的な手数料金額については、特設ページをご確認いただきたい。
でんさいライトの利用手数料はいつ請求されるか？	でんさいネット所定の手数料請求については、当月ご利用分の手数料を翌月末日（月末日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）にご指定口座から引き落とす方法による。 なお、窓口金融機関所定の手数料の請求時期・請求方法については、窓口金融機関にお問合せいただきたい。
金融機関から手数料を請求される場合はあるか？ 受取企業が支払う費用はあるか？	窓口金融機関を通じて行う書面請求（残高証明書の発行を含む）やでんさいの決済資金の口座への入金等に関して、窓口金融機関所定の手数料が必要となる場合がある（受取企業側で入金手数料などといった形で手数料が必要となる場合がある）。 手数料の有無・具体的な金額等については、窓口金融機関にお問い合わせいただきたい。
でんさいライトの利用手数料の請求書はインボイス制度に対応しているか？	でんさいライトの利用手数料の請求書はインボイス制度の要件を満たす適格請求書となっている。

でんさいライトに関するご質問③

「でんさいライトの利用に関するご質問」

質問	回答
でんさいライトを利用したいが、何から始めれば良いか？	でんさいライトを利用するには、まずでんさいライトの取扱い金融機関に利用申込みをしていただき、金融機関による審査等を経たのちに利用可能。
でんさいライトで利用できるデバイスは何か？	パソコン・スマートフォン・タブレットを通じて、ウェブブラウザ経由で利用することが可能。なお、専用のアプリをインストールする必要はない。
同一企業がA金融機関ででんさいライト、B金融機関ででんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用しようとする場合、利用者番号は同一となるか？	利用者番号は同一である。
でんさいライトで100万円を超えるでんさいを発生をさせたい場合どうすればよいか？	でんさいライトの1件当たりの支払上限額は100万円になるため、100万円超のでんさいを発生させる必要がある場合は、でんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用をご検討いただきたい。なお、でんさいライトでも発生記録請求を複数回に分けて行うことで対応は可能だが、記録請求を行った回数分の発生記録手数料が必要となるためご留意いただきたい。
でんさいライトは受取だけでも利用できるか？	受取だけでも利用ができ、受取（または譲渡）で利用する場合には上限額の設定はない。なお、金融機関によっては決済資金の入金時などに手数料がかかる場合があるため、詳しくは金融機関にご確認いただきたい。

でんさいライトに関するご質問④

「でんさいライトの利用に関するご質問(続き)」

質問	回答
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用しているが、同一の金融機関ででんさいライトも併用できるか？	多くの金融機関では、同一利用者の場合、どちらかのサービスを選択いただく取扱いとなることが想定される。なお、併用が可能な金融機関であっても預金口座はサービスごとに異なる口座を設定する必要がある。
でんさいライトを通じてでんさい割引はできるか？	金融機関ごとに異なる。でんさいライトを通じたでんさい割引の取扱いが可能な金融機関については、「でんさいライト取扱い金融機関一覧/申込方法」ページをご確認いただきたい。
でんさいライトではFAXで通知を受けることもできるか？	でんさいライトの操作画面上でFAX通知の利用設定を行うことが可能。なお、FAX通知のサービスのご利用に当たっては、当会社所定の手数料が必要となる。
でんさいライトは一括して請求することができるか？	でんさいライトは一括請求方式は採用していないので、1件ずつ請求する必要がある。

- でんさいライトやでんさいネットサービスに関するよくあるご質問は、でんさいネットウェブサイト「よくあるご質問」ページに掲載中。



でんさいライトコールセンター  0120-585-866

(月曜日～金曜日(土日祝・年末年始を除く) / 9:00～17:00)

利用申込時の必要書類/金融機関へお支払いいただく手数料/割引サービスの詳細等は、取引金融機関にお問い合わせいただきたい。

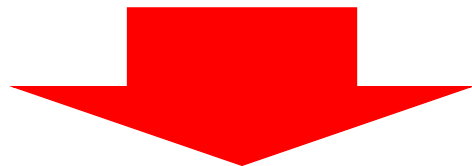
5 よくある質問（取適法とでんさい①）

取適法の施行

下請法が改正され、**2026年1月1日**から

取適法※が施行されています。

※中小受託取引適正化法の通称



用語の見直し、適用対象の拡大のほか、**手形払等の禁止**が定められており、その他の支払手段（電子記録債権等）を利用する場合にも留意が必要です。



POINT

現在、手形を利用されている事業者さまは、**でんさいを含めた他の支払手段への移行を**
ご検討ください

5 よくある質問（取適法とでんさい②）

取適法とでんさい



改正下請法（以下「取適法」）が施行されたが、でんさいは利用できなくなるの？

以下のとおり、引き続き**でんさいの利用は可能です。**



でんさいで支払う取引が

取適法の**対象取引である**(※)

取適法の**対象取引でない**

製品や役務の受領日(納品日)から60日以内の支払期日までに
相手方に代金満額を金銭で着金するようでんさいを設定すれば、
利用可

利用可

※ 取適法の詳細は、公正取引委員会のウェブサイト等をご参照ください。【公正取引委員会ウェブサイト】https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
なお、でんさいネットにおいて、**事業者間の取引が取適法の対象取引か否かについての判断およびシステム上の判別はできかねますので、ご了承願います。**

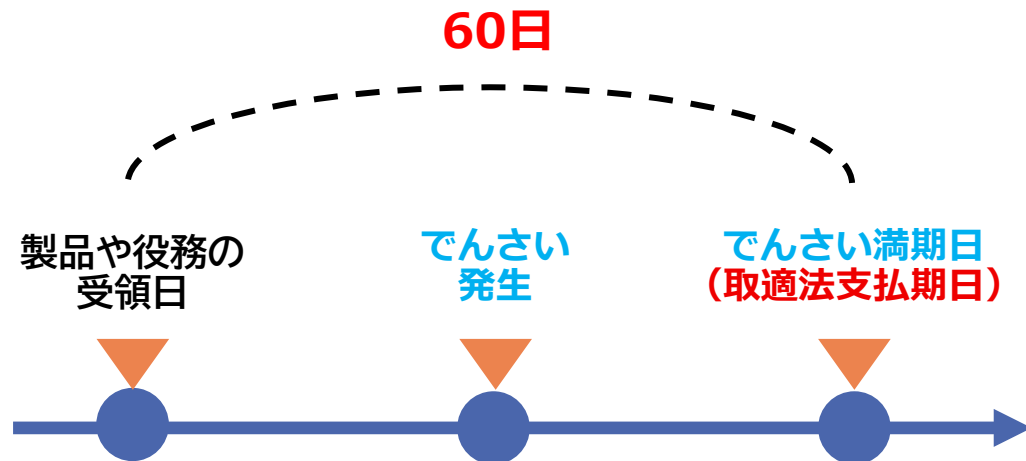
5 よくある質問（取適法とでんさい③）

取適法対象取引におけるでんさい利用における留意点

でんさいの満期日の取扱い

取適法では、**受取側が取適法の支払期日**（製品や役務の受領日（納品日）から起算して60日以内に設定）**までに、代金を金銭で受け取れる**ようにする**必要**があります。

でんさいの満期日（受取側の入金日）も、下図を参考に、原則として、この**支払期日内で設定**してください。



取適法対象取引における手数料の取扱い

(1) 発生記録手数料

でんさいを発生させる際の手数料（発生記録手数料）は**支払側が負担**する必要があります、この手数料を代金から差し引いて支払うことは認められません。

なお、債権者請求方式で債権者（受取側）に発生する発生記録手数料も支払側が負担する必要があります。

(2) 入金手数料

でんさいの決済で**受取側の口座に入金される際に手数料**※がかかる場合、**支払側が負担**する必要があります。

※ 金融機関毎に手数料有無や名称・設定額は異なります。

支払側は、**受取側に手数料額を確認し**、代金に**入金手数料相当額を加えた金額**を（または入金手数料相当額を別途）支払期日までに**お支払い**ください。



POINT

取適法の対象取引ではない取引で、でんさいを利用する場合は上記の満期日や手数料の制約はありません。
でんさいネットのウェブサイトでも留意点を公表しています。

手形・小切手の全面的な電子化まで
あとわずか！

手形・小切手の全面的な電子化の対応として、

ぜひ**でんさいライト**のご利用を！

